

2021年4月26日
アフラック生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関するお客様への特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い事態の終息と皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

2021年4月23日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、下記のお取り扱いを実施いたします。

保険料払込猶予期間の延長

<払い込み期限の延長をご希望のご契約者様>

- (1) 政府の緊急事態宣言が発出された対象地域*にお住まいのご契約者様
保険料の払い込みが困難な場合、ご契約者様からのお申し出により、保険料の払い込み期限を最長6か月（2021年10月31日まで）延長いたします。

* 東京都、大阪府、京都府、兵庫県

今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取扱いの対象といたします。また、緊急事態宣言が解除された場合も本取扱いを継続します。

- (2) 政府の緊急事態宣言が発出された対象地域以外にお住まいのご契約者様
新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の払い込みが困難な場合、ご契約者様からのお申し出により、保険料の払い込み期限を最長2021年10月31日まで延長いたします。

<既に保険料の払い込み期限を延長する特別取扱いをご利用中のご契約者様>

- ・ 2021年1月以降、保険料の払い込み期限を2021年7月31日まで延長する特別取扱いをご利用されている場合、ご契約者様からのお申し出により、緊急事態宣言が発出された地域に関わらず、2021年8月より継続して保険料をお払い込みいただくことで、猶予期間分の保険料については、さらに払い込み期限を2022年2月28日まで延長いたします。
- ・ 2020年9月までの保険料について、保険料の払い込み期限を延長する特別取扱いをご利用されている場合、2020年9月までの保険料にかかる払い込み期限は変更ありません。

また、当社では新型コロナウイルス感染症に関するご案内サイトをご用意しております。上記を含め、当社が実施している特別取扱いについてはこちらをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/info/covid19.html>

【上記特別取扱いに関するお問い合わせ】 アフラックコールセンター

0120-016-830

受付時間：(月～金) 9:00～18:00 (土) 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)